令和９年度 安来市保育施設入所のてびき

【募集期間】

◇４月・５月入所希望

令和８年１１月６日（金）から令和８年１１月２７日（金）（必着）

※期間内の提出をお願いします。

◇６月以降入所希望

入所希望の１か月前から申し込みができます。

希望者数の把握のため、「６月以降入所希望届」の提出をお願いします。



【お問い合わせ先】

安来市　子ども未来課　幼稚園保育係

電話：（０８５４）２３－３２１３

※てびきと申込書等は、安来市のホームページからダウンロードできます。

https://www.city.yasugi.shimane.jp/kurashi/kyoiku/hoiku/

【目次】

１．保育の必要性の認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．申込用紙設置場所・提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３．必要な書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４．支給認定証と利用契約決定通知書・・・・・・・・・・・・・・・３

５．広域入所について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

６．申込み後の申込内容の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

７．選考基準について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

８．保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

９．保育施設一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

１０．入所申込書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

１１．提出前にご注意いただくこと・・・・・・・・・・・・・・・・１１

１．保育の必要性の認定

教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。

【教育・保育給付認定の種類】

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
１号認定 （教育標準時間認定）	３～５歳	なし	●幼稚園 ●認定こども園
２号認定 （保育認定）	３～５歳	あり	●保育所 ●認定こども園
３号認定 （保育認定）	０～２歳	あり	●保育所 ●認定こども園

※１号認定は令和９年４月１日時点で満３歳以上になっている場合に限ります。

【保育を必要とする事由】

事　由	適 用 条 件	認 定 期 間
就　労	保護者が常態的に月４８時間以上就労している。	就労開始の１ヵ月前から最長で小学校就学まで
妊 娠 ・ 出 産	母が妊娠中または出産後である。	産前８週から産後８週の属する月末まで ※多胎の場合は産前１４週から
疾 病 ・ 障 が い	保護者に病気やけが、心身等に障がいがある。	最長で小学校就学まで
介　護　等	保護者が同居の親族を常時介護・看護している。	最長で小学校就学まで
災 害 復 旧	保護者が震災や火災などの災害の復旧に当たっている。	災害復旧が終了するまで
求 職 活 動	保護者が日中に求職活動や起業活動を行う。（入所期間は3か月）	開始日から９０日を経過する日の月末まで※新規入所の入所日は毎月１日です。
就　学	保護者が日中に就学や技能習得で学校等に通う。	就学開始の１ヵ月前から卒業（修了）日まで。
そ　の　他	上記以外の特別な事情で保育ができないと認められるとき。	必要と認める期間

※すでに保育施設入所中の上のお子さんについては、育児休業中でも継続利用が必要であれば入所が可能です。ただし、別途申立書が必要です。

２．申込用紙設置場所・提出先

●子ども未来課（健康福祉センター１階）　●各認定こども園・保育所

●市民課　健康福祉・子育て介護取次窓口　（安来庁舎）

●伯太地域センター（伯太庁舎）

申込書等は、安来市ホームページからもダウンロードできます。

※安来・伯太庁舎の窓口受付時間は、平日９：００～１７：００です。

３．必要な書類等

きょうだいで同時に入所申込をする場合、①以外は１部の提出でかまいません。

① 令和９年度　保育所・幼稚園等入所申込書

② 入所にあたっての確認書 兼 誓約書

③ 個人番号（マイナンバー）申告書

保護者のマイナンバーの確認ができるもの（マイナンバーカードの写し等）を添付してください。

※③は専用の封筒に入れてください。

④ 保育を必要とする事由の証明書類

対 象 者		必 要 書 類	説明及び注意点
就労（予定）の方		④就労証明書 ※自営業（農業を含む。）の場合は、「④自営業等就労申立書」及び自営の証明書類（前年の確定申告書、営業許可証、開業届、事業のために購入した物品の納品書等の写しなど）	勤務先で就労の事実を証明していただく書類です。父母ともに必要です。 放課後児童クラブに入所する児童がいる場合、放課後児童クラブ入所申込用は、④の写しの提出でかまいません。
	育児休業終了による新規入所	・復職証明書	就労証明書に復職（予定）年月日の記載があれば不要です。
	育休中の継続入所を希望する場合	・育児休業期間中の保育を必要とする申立書 ・育児休業期間取得証明書	就労証明書に、育児休業期間及び復職（予定）年月日の記載があれば育児休業取得証明書は不要です。
妊娠・出産の方		・母子健康手帳の出産予定日のわかるページの写し ・出産（予定）証明書等	左記のどちらかを添付してください。
疾病・障がいのある方		医師の診断書または障害者手帳等の写し	
介護・看護をする方		介護等申立書及び介護認定証の写しまたは医師の診断書	
就学（予定）の方		・在学証明書（就学期間が確認できるもの） ・講義・授業の日数や時間のわかるもの（学校のパンフレットの写し等）	就学予定の場合は合格通知書を提出し、入学後に在学証明書を提出してください。
※上記以外の理由で入所を希望する場合、その理由を証明する書類が必要です。 ※必要に応じて課税証明書等の提出をお願いする場合があります。			

【注意事項】

・申し込み状況によっては、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

・希望施設は第３希望まで必ずご記入ください。

４．支給認定証と利用契約決定通知書

令和９年２月中に送付する予定です。
支給認定証は新規入所または、認定内容が変わる方に送付します。
市外の保育施設に入所を希望される場合（広域入所）は、令和９年３月中に送付する予定です。

５．広域入所について

安来市にお住まいの方が、安来市外の保育施設等へ入所することを「広域入所」といいます。
広域入所を希望される場合も安来市へ申込手続きが必要です。
ただし、入所決定については、保育施設がある市町村内在住者が優先される場合が多いです。
現在入所中であっても、次年度の入所が確約されることはありません。
市内在住者の入所選考後、広域入所希望の選考が行われます。そのため、結果の通知が３月中旬頃になる場合があります。
あらかじめ了承のうえ、申し込みをお願いします。

６．申込み後の申込内容の変更

申込み後（入所後）に申込内容等に変更があった場合、必ず変更の手続きをしていただく必要があります。速やかに、子ども未来課へご連絡ください。
入所理由がなくなった場合や安来市外に転出された場合は、支給認定を取り消します。

７．選考基準について

入所希望者数が、入所可能枠数を上回った場合は、提出された書類を基に、次のとおり入所指数を定め、合計指数の高い順に希望する施設に選考を行います。
※希望する保育所に入所枠がないときや、入所枠を超える入所希望があるときは、入所を決定できない場合があります。あらかじめご了承ください。

合計入所指数＝父（指数①）+母（指数①）+指数②

【安来市認可保育所入所選考基準　指数表】

◇優先順位の設定

1	指数①（保育を必要とする事由）と、指数②（世帯の優先事由）の合計指数が高い方から優先順位を設定します。
2	１で決まらない場合には、「優先度判定基準」により選考します。（数字が小さい事由から優先します。）
3	１～２における選考で空きがある場合には、他市町村の児童について入所の選考を行います。
4	１～３に係らず、特別な事情等により特定の施設で保育を行うことが妥当と判断される場合、保護者同意の上で優先的に入所施設を決定します。

◇指数①（保育を必要とする事由）・・・父母それぞれの指数を合算

分類			父母の状況	父	母
1	就労		月の就労時間に応じて評価する	25～50	
			申込時点で就労していない	-1	
2	妊娠・出産		産前産後８週の期間内である	―	50
3	疾病・障がい	疾病	児童の保育が困難な疾病・負傷がある（評価は診断書による）	45～50	
		障がい	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を有している。（評価は手帳の等級による）	40～50	
4	同居親族の介護・看護		同居親族の介護・看護（月の介護時間に応じて評価する） ※被介護者の診断書「介護の要否」欄が「否」の場合を除く	40～50	
5	災害復旧		火災等による家屋の損傷復旧、その他災害の復旧に従事	50	
6	求職活動		求職活動中（起業準備を含む）	10	
7	就学		大学（通信を除く）・職業訓練・専門学校等に在学している（評価は就労に準ずる）	40～50	
			通信制大学、通信教育の学生である	10	
8	虐待やＤＶ		児童虐待・ＤＶを受けている	100	
9	その他	別居親族の介護・看護	別居親族の介護 ※被介護者の診断書「介護の要否」欄が「否」の場合を除く	30	
		その他	その他、市が特に入所が必要と認める場合	状況による	

・申請内容に虚偽が確認された場合、申請を無効とします。入所施設が決定している場合、入所決定の取り消しや退所処分となります。
・保育を必要とする理由の証明書が未提出の場合、提出されるまで「求職活動」の世帯とみなします。

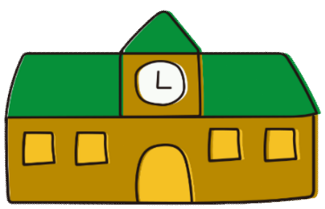
◇指数②（調整事由）

調整	世帯等の状況	指数
ひとり親	父母の死亡、離婚、未婚、行方不明、拘禁等の場合	50
同居の祖父母（65 歳未満）	月の就労時間、同居家族の介護、本人の疾病等に応じて評価する	−4〜0
	就労していない等、家庭で保育することができる場合	−10
きょうだい	きょうだいに保育所または認定こども園（保育所部分）に入所していない未就学児がいる場合（当該児童が介護・看護の対象である、または保育機能付加型の預かり保育を実施している幼稚園に入園している場合は除く） ※育児休業中の世帯を含む	−10
その他	保育料を滞納している（卒園児分を含む）	−10
	保護者が保育士・幼稚園教諭・放課後児童支援員等として市内保育施設等に勤務する場合	10

◇優先度判定基準

1	指数①の指数が大きい方を高位とする。
2	転園希望の方が新規入所より高位とする。
3	虐待やＤＶのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合を高位とする。
4	現に安来市に住所を有しているものは、転入予定者より高位とする。
5	入所希望月が早い方を高位とする。
6	ひとり親家庭の場合を高位とする。
7	生活保護世帯で、就労による自立につながることが見込まれる場合を高位とする。
8	就学前児童が多い世帯を高位とする。
9	祖父母の居住地について、より遠隔地に居住している方を高位とする。
10	産休・育休満了後と同時に入所を希望している場合を高位とする。
11	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合を高位とする。
12	その他、選考基準で定める事由を勘案し、総合的に判断する。

・継続入所、きょうだいが既に入所している施設への新規入所または転園の場合は、指数に関わらず優先して選考を行います。



８．保育料について

●３～５歳児　　０円（ただし、給食費は実費徴収。）

●０～２歳児　　次ページの利用者負担額表をご確認ください。

※保育料は、当該年度４月１日時点の年齢で算定します。

年度途中で３歳に達した場合でも保育料の変更はありません。

◇保育料の決定は年２回行います。

保育料月	保育料算定の課税年度	課税対象
４～８月分	令和８年度の市民税額	令和７年収入等
９～３月分	令和９年度の市民税額	令和８年収入等

１．原則、父母の市民税額の合計で算定します。ただし、父母の収入が合計で１２０万円より少ない場合は、同居の祖父母等の市民税額を合算して算定します。（「同居」とは住民票上、別世帯となっていても、同一敷地内または隣接する敷地に居住している場合も含みます。）

２．市民税額は、税務課の税情報に基づきます。ただし、転入者や未申告により課税状況が把握できない場合、税額が確認できるまでは最高階層の保育料とさせていただきますので、マイナンバーの届出や課税証明書等の提出や税金の申告を忘れずにしてください。

３．８月分以前と９月分以降で保育料が変更となる場合がありますが、その場合は４月にさかのぼっての変更にはなりません。

４．国の法令改正等にともない、変更となる場合があります。



保育所・認定こども園　０～２歳児　保育料 利用者負担額表

（単位：円）

階層区分	定義		利用者負担額	
			標準時間	短時間
第１	生活保護世帯等		0	0
第２	市町村民税非課税世帯		0	0
第３	市町村民税所得割課税額	30,000 円未満のひとり親世帯等	3,300	3,250
		30,000 円未満の上記以外の世帯	7,300	7,200
第４		48,600 円未満のひとり親世帯等	4,600	4,550
		30,000 円以上48,600 円未満	10,000	9,800
第５		48,600 円以上72,800 円未満	12,600	12,400
第６		72,800 円以上97,000 円未満	15,300	15,000
第７		97,000 円以上133,000 円未満	21,700	21,300
第８		133,000 円以上169,000 円未満	24,700	24,300
第９		169,000 円以上235,000 円未満	38,000	37,300
第 10		235,000 円以上301,000 円未満	43,000	42,200
第 11		301,000 円以上349,000 円未満	49,000	48,100
第 12		349,000 円以上	52,000	51,100

1. 利用者負担額を算定する税額は、税額控除（調整控除を除く配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）を適用しませんので、実際の税額と異なる場合があります。
2. ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯または障害者手帳等の交付をうけている同居家族がいる世帯です。
3. 養育する子どものうち第３子以降の第９～１２階層はこの表の額から１／４軽減した額を適用します。
4. 同一世帯から２人以上の児童が幼稚園、保育所、認定こども園等に入所している場合は、そのうちの最年長の児童は全額、２人目の児童は半額、３人目以降の児童は無料とします。
5. 前項にかかわらず、市町村民税所得割額が 57,700 円未満の世帯の第２子は半額、第３子以降は無料とし、第５階層のひとり親世帯等及び第６階層の 77,101 円未満のひとり親世帯等の第１子は 4,600 円、77,101 円未満のひとり親世帯等の第２子以降は無料とします。
6. 満３歳に到達した日の属する年度中の利用負担額は、３歳未満の額を適用します。
7. 月の途中の入退所の場合、当該月の保育日数により日割り計算とし、10 円未満は切り捨てます。

９．保育施設一覧表

区分	施設名	所在地 電話番号	定員（人） 1号	 2・3号	受入年齢	開所時間	保育 標準時間	保育 短時間
私立	あゆみ保育園	穂日島 426-1 23-1557		40	生後 57 日～	7:30～ 19:30	7:30～ 18:30	8:30～ 16:30
	あかえこども園	赤江町 1740-4 28-8634	6	70	生後 57 日～	7:00～ 19:00	7:00～ 18:00	
	ふたばこども園	下坂田町 197-1 23-1577	6	100				
	認定こども園 ひろせ保育園	広瀬町広瀬 1834-1 32-4718	9	70				
	みゆきこども園	安来町 924-3 22-3567	6	100				
	城谷こども園	安来町 582-1 27-7081	6	120				
	やすぎこども園	安来町 1134-1 22-2496	5	60				
公立	切川保育所	切川町 624-2 22-3815		30	1 歳児～			
	安来保育所 （※認定こども園安来）	安来町 858-6 22-2219	10	55	生後 57 日～			
	認定こども園荒島	荒島町 3508 28-8416	5	45	1 歳児～			
	認定こども園飯梨	飯梨町 447-2 28-6447	5	35	生後 57 日～			
	認定こども園大塚	大塚町 399-1 27-0051	5	35	1 歳児～			
	認定こども園広瀬	広瀬町広瀬 631-1 32-3807	5	20				
	認定こども園比田	広瀬町西比田 1701-1 34-0244	5	20	生後 57 日～			
	認定こども園安田	伯太町安田中 166 37-0059	5	40				
	認定こども園母里	伯太町西母里 1042-1 37-1382	5	25				
	認定こども園赤屋	伯太町赤屋 122-1 38-0210	5	20				
	島田こども園	穂日島町 485 22-5325	5	20 ２号のみ	3 歳児～			

※安来保育所は、令和 9 年度から認定こども園として認可予定です。

・公立施設については、入所児童数が安来市小規模教育・保育施設の開園基準に満たない場合、休園することがあります。

・安来市ホームページに各施設の概要等を掲載しています。

１０．入所申込書記入例

様式第1号（第3条関係）

新規 ／ 継続 ／ 転園　　転園前の施設名（　　）

令和9年度　保育所・幼稚園等入所申込書
（兼　教育・保育給付認定申請書）

①

令和　　年　　月　　日　申込

保護者	住所	安来市　安来　町　878　番地　2 （アパート名等）　コーポ安来１０１号	
	ふりがな	やすぎ　たろう	※昼間の希望連絡先
	氏名	安来　太郎	父 ・ 母 ・ その他〈　〉
	連絡先	自宅　23-3124　携帯（父）　080-1111-△△△△　携帯（母）　090-1111-△△△△	

必ず、第3希望まで記入してください。

R9．4．1時点の年齢

		生年月日	年齢	性別
入所児童	氏名　安来　未来	R 3 年 7 月 21 日生	5	男・女

入所希望施設名	第1希望	
	第2希望	
	第3希望	

最長で令和10年3月31日までです。
保育理由が「求職活動」の場合は、始期から90日目の属する月末を記入してください。（4/1からの場合は、6/30です。）

保育の実施を希望する期間	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 31 日		
保育の利用を希望する時間	7 時 30 分から 18 時 0 分まで	☑標準	☐短時間
保育の利用を必要とする理由（該当に☑）	父	☑①就労　☐③疾病　☐⑦就学　☐⑧その他（	
	母	☑①就労　☐②妊　☐⑥求職活動	

保護者の就労時間数等により、標準時間または、短時間認定を行います。

○入所児童の家庭の状況　※入所児童以外のご家族を全てご記入ください。

R9．4．1時点の年齢

区分	氏名	入所児童との続柄	性別	生	年齢	職業	障がいの有無
同居の家族及び別居の配偶者、養育する子ども	安来　太郎	父	男・女	T.S H.R 2年 5月 3日	36 歳	会社員	有・無
	安来　花子	母	男・女	T.S H.R 3年 3月 3日	36 歳	看護師	有・無
	安来　次郎	兄	男・女	T.S H.R 26年 5月 1日	12 歳	○○中1年	有・無
	安来　松子	姉	男・女	T.S H.R 28年 9月 2日	10 歳	○○小5年	有・無
	安来　竹子	祖母	男・女	T.S H.R 32年 9月 2日	69 歳	パート	有・無
	安来　梅子	曽祖母	男・女	T.S H.R 9年 6月 8日	92 歳	無職	有・無

ひとり親の場合の理由	☐離婚　☐死別　☐未婚　☐その他（　　）　年　月～	※確認
※生活保護の状況	☑適用なし　☐適用あり（　年　月　日保護開始）	

※「障がいの有無」で「有」に○をされた方の、障害者手帳等のコピーを添付してください。　（裏面あり）

家庭調査書

※保育料等の決定にあたり、市民税の課税基準日（毎年1月1日）の住所を確認するため、基準日時点の住所を記入してください。

※ 重 要 事 項 ※

本調査書は入所基準に基づき　　枠内の事項について詳細に記入してください。

令和8年1月1日時点の住所	松江市〇〇町　１１１番地

※父または母で現住所と異なる場合は記入してください。

●申込児童の状況　児童名 安来　未来　　※以下にチェック☑またはご記入ください。

児童の健康状態	□良好　☑病気あり（病名・症状：　ぜんそく・咳　）
アレルギー等	□無　☑有（物質名・症状：　生卵、牛乳、小麦粉、ハウスダスト　）
与えている薬	☑無　□有（薬名・与薬方法・回数等：　）
障害者手帳等の有無	☑無　□有（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当受給
その他気になるところ	□無　☑有（ことば・視覚・聴覚・身体機能・行動面・精神面・情緒面） 具体的に（　落ち着きがない、こだわりが強い
集団生活の経験	□無　☑有（施設名／　〇〇保育園　所在地／　安来市　期間／R6年　4月～　年

※以下は2・3号（保育所、認定こども園等）の場合に該当するものに記入または〇をしてください。

●父母の状況（保育を必要とする理由）

①就労	父の勤務先等の名称	株式会社　安来建設	TEL：22−××××　　TEL：0852−△△−○○○○
家庭外労働	主な労働時間	8：00　～　17：00　まで　／　週　6　日・1日　8　時間程度	
家庭内労働	母の勤務先等の名称	島根病院	
パート等	主な労働時間	9　00 / 22　00　～　18　00 / 7　00　まで　／　週　6　日・1日　8　時間程度	
自営業等	育児休業期間（父・母）	令和　年　月　日　～　令和　年　月　日	
②妊娠・出産	令和　年　月　日　出産（予定）		
③疾病・障がい等	疾病	父・母	病　名
	障がい	父・母	□身体　□精神　□療育
④介護等	介護をおこなう者	□父　□母	
⑤災害復旧等	□火災　□風水害　□地震　□その他（　）	被災日：令和　年　月　日	
⑥求職活動	□　求職		
⑦就学	学校また		
⑧その他	具体的な		

申込後、転居の予定がある場合は、こちらに新しい住所を記入してください。
その他、申し立て事項があれば、記入してください。

備　考	

●祖父母の状況

		氏名	年齢	同居等の状況（※敷地内は同居とみなします）	就労の状況等
父方	祖父		歳	□同居　□離別　□死別 □別居（□市内　□市外）	就労等（□月120時間以上□48時間以上□64時間未満） □疾病・介護等（　）□就労していない
	祖母	安来　竹子	68歳	☑同居　□離別　□死別 □別居（□市内　□市外）	就労等（□月120時間以上☑48時間以上□64時間未満） □疾病・介護等（　）□就労していない
母方	祖父	広瀬　春夫	66歳	□同居　□離別　□死別 ☑別居（□市内　☑市外）	就労等（☑月120時間以上□48時間以上□64時間未満） □疾病・介護等（　）□就労していない
	祖母	広瀬　夏子	67歳	□同居　□離別　□死別 ☑別居（□市内　☑市外）	就労等（□月120時間以上□48時間以上□64時間未満） ☑疾病・介護等（　曽祖母の介護　）□就労していない

１１. 提出前にご注意いただくこと

〇マイナンバー申告書に、確認書類がついていない。

→申告者は、マイナンバーカードの写し、通知カードの写し、運転免許証等の本人確認書類が必要です。（※詳細は、入所申込書類③をご覧ください）

なお、別添の封筒には、マイナンバー申請書と本人確認書類を入れてください。

〇育休明けで保育を希望する場合、就労証明書の復職予定日の１か月前以降が入所日となるが、それ以前を記入している。

→復職予定日の１か月前から入所が可能です。

〇同居の祖父母等が入所申込書①表面“家庭の状況欄”に記入されていない。

→住民票上、別世帯となっていても、同一敷地内または隣接する敷地に居住している場合も「同居」となるので、記入してください。

〇入所申込書①裏面“家庭調査書”に記入がない。

→申込児童、父母の状況、祖父母の状況について記入してください。